

(整理番号 2 4 0 1)

長野地方最低賃金審議会

第 1 回本審議会 議事録

令和 6 年 8 月 27 日 公開

開催日時 場所	令和 6 年 7 月 3 日 10 時 30 分 ~ 11 時 05 分 ホテル信濃路 2 階穂高		
出席状況	公益代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 長野県最低賃金の改正決定の諮問について 2 長野地方最低賃金審議会の運営について 3 長野県最低賃金専門部会の構成について 4 長野地方最低賃金審議会日程について 5 関係労使からの意見の聴取について 6 その他		
開会 岡田賃金室長 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和 6 年度第 1 回長野地方最低賃金審議会を開催いたします。 はじめに定足数の確認です。本日の審議会は、公益委員の吉村委員が長野地方最低賃金審議会運営規程第 4 条に基づくテレビ会議システムによる出席となり、その上で委員総数 15 名のうち 15 名と 3 分の 2 以上のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。 また、本日は 4 名が傍聴に、報道機関 8 社が取材に来られていることを併せて御報告いたします。 それでは、次第の 1、委員等紹介でございます。資料 No.1 をご覧ください。 今年度は第 54 期審議会委員による 2 年目の審議となり、委員の変更はございませんので、紹介を割愛させていただきます。			

会長、会長代理の選任につきましては、昨年度に引き続き、倉崎会長、沼尾会長代理にお願いしたいと存じます。

次に、事務局に異動がございましたので、紹介をさせていただきます。

4月1日付けで着任しました、三浦長野労働局長です。同じく、福永労働基準部長です。そして、私、賃金室長の岡田と、矢島賃金室長補佐です。なお、荒河賃金指導官は、賃金室3年目となります。よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、三浦労働局長からご挨拶申し上げます。

○三浦労働局長

長野労働局長の三浦でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、令和6年度第1回長野地方最低賃金審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より労働行政の推進につきまして、多大なる御支援と御理解をいただきまして、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

さて、本年度も最低賃金の改正に向けた調査審議をお願いする時期となりました。先月25日には、中央最低賃金審議会において、地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版並びに経済財政運営と改革の基本方針2024、いわゆる骨太の方針に配意した調査審議を求めるといった諮問がなされたところです。最低賃金について、『全国加重平均を2030年代半ばまでに1,500円以上に引き上げる目標をより早く達成することを目指し、生産性向上等を図る』との方針が盛り込まれています。

そこで、長野県内の最新の経済情勢でございますが、6月6日付けの日本銀行松本支店発表の金融経済動向では、「長野県経済は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。」とされているところです。

消費者物価については、長野市の最新の消費者物価指数をみると、令和2年を100とした令和6年5月の総合指数は、110.0となり、前月比0.5%上昇、前年同月比は3.4%上昇し、33か月連続で前年同月を上回る状況となっています。

令和6年の春闘については、長野県が6月に発表した妥結状況調査第2報によると、妥結した138組合の平均妥結額は、前年同期比2,383円増の9,904円で、妥結額が9千円台となるのは、平成5年以来、31年ぶりとなっています。

また、人手不足の状況が続く長野県内の雇用情勢については、5月の有効求人倍率が1.35倍と、前月を0.01ポイント下回るも、全国の1.24倍を上回る状況となり、「雇用情勢は、堅調に推移している。ただし、物価上昇等が雇用に与える影響を注視する必要がある。」との判断が続いております。

このような雇用経済や物価の状況等を踏まえ、本日、長野県最低賃金の改正について、諮問をさせていただくこととしております。各委員の皆様におかれましては、例年、厳しい日程でのご審議となり、大変ご苦勞をおかけしており

ますが、私ども事務局におきまして、審議会の円滑な運営に万全を期してまいりますので、何とぞ御理解・御協力を賜りますことを切にお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

岡田賃金室長

続きまして、次第の3、倉崎会長からご挨拶いただきたいと思います。

倉崎会長

皆さんおはようございます。今年度会長を務めさせていただきます倉崎でございます。よろしくお願いたします。

さて、今年度も昨年度と同様ではありますが、まず労働者の暮らしから見れば消費者物価の高騰などによる負担がますます重いものとなっており、その克服のため最低賃金制度の果たす役割は非常に大きいと考えます。ただ、他方で物価の高騰というのは使用者側も同じであり、特に最低賃金に利害が大きい中小規模事業者の実情についてもしっかりと把握する必要があると考えております。特に、高くなった人件費、原材料費といったコストをきちんと価格転嫁できているのか、価格転嫁を通じて支払い原資が確保できているのか、そういった仕組みの構築がどこまで進んでいるのかという点については注目していきたいと考えております。進行にあたっては、やはり各都道府県に審議会が設置された趣旨にかんがみ、当県の労使の実情をでき得る限り審議に反映し、でき得る限り当県の実情に接近した結論を目指す、そうしたことが労使双方にとってより納得感のある結論であると考えておりますので、そうした審議の方向性にご理解をいただき、ご協力をいただければと考えております。本年度もよろしくお願いたします。

岡田賃金室長

ありがとうございました。それでは、次第4の議題の審議に入りたいと存じます。ここからは、倉崎会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。倉崎会長、よろしくお願いたします。

倉崎会長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、運営規定により議事録を作成いたしますので、本日の議事録確認委員を指名します。五十音順に、労働者代表委員からは齋藤委員、使用者代表委員からは井出委員にお願いいたします。

それでは、議題の(1)「長野県最低賃金の改正決定の諮問について」です。本日、諮問がなされるとのことですので、事務局からお願いいたします。

岡田賃金室長

それでは、三浦労働局長から、長野県最低賃金の改正について諮問させていただきますので、レイアウト変更を終えるまで少々お待ちください。

お手数ですが、局長及び会長は、所定の場所への御移動をお願いします。

三浦労働局長

長野地方最低賃金審議会会長倉崎哲矢殿。長野県最低賃金の改正決定について諮問。最低賃金法第12条の規定に基づく長野県最低賃金の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2024に配意した貴会の調査審議をお願いする。長野労働局長三浦栄一郎。よろしく申し上げます。

< 長野労働局長から長野地方最低賃金審議会会長へ諮問文を交付 >

倉崎会長

それでは、議題(2)の「長野地方最低賃金審議会の運営について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

岡田賃金室長

事務局から説明いたします。長野地方最低賃金審議会の運営は、最低賃金法令及び最低賃金審議会令に基づいておりますが、これらに規定されていないものについては、資料2「長野地方最低賃金審議会運営規程」により定められております。運営に関しまして、第3条で特定の事案に係る調査、又は細目にわたる審議を行うため、小委員会の設置ができることとされています。また、第6条及び第7条に規定する公開・非公開に当たっての具体的な取扱いを定めたものが、資料No.3の「長野地方最低賃金審議会会議公開要綱」になります。第2条において、会議の公開・非公開の決定は審議会等において行うとされているところでございます。説明は以上でございます。

倉崎会長

事務局の説明のとおり、運営規程第3条に基づき、審議会運営の基本的な事項につきましては運営問題小委員会を、また、特定最低賃金の改正の必要性に関する事項等については特定最低賃金検討小委員会を、従来から設置しております。今年度においても、従来と同様に、2つの小委員会を設置するということではいかがでしょうか。

< 「異議なし」「はい」などの発声あり >

それでは、運営問題小委員会及び特定最低賃金検討小委員会を設置することいたします。両小委員会の委員構成は、従来から公・労・使で各3名、計9

名の構成として審議していただいておりますが、委員の構成はそれぞれ3名と
いうことでよろしいでしょうか。

< 「異議なし」「はい」などの発声あり >

ただ今御承認いただきましたので、公・労・使 各委員の人選をお願いいた
します。人選が終わりましたら、労側、使側の順に発表してください。では、
労働者代表委員からお願いします。

山口委員

労側委員の山口です。よろしくお願いたします。

労働者側3人は、山口正巳、桜井由紀夫、竹村進の3名でお願いしたいと思
います。

倉崎会長

続きまして、使用者代表委員から発表をお願いします。

井出委員

それでは、よろしくお願いたします。

使用者側ですけども、聲山、山岸、井出の3名でお願いしたいと思いま
すので、よろしくお願いたします。

倉崎会長

ありがとうございます。なお、公益委員は、運小、検小ともに、私、昆委員、
沼尾委員になります。では、各側の人選結果について、事務局において確認し
てください。

岡田賃金室長

それでは、確認させていただきます。五十音順に申し上げます。

運営問題小委員会、公益委員、倉崎委員、昆委員、沼尾委員。労働者側代表
委員、櫻井委員、竹村委員、山口委員。使用者側代表委員、井出委員、聲山
委員、山岸委員。続きまして、特定最低賃金検討小委員会、公益委員、倉崎委員、
昆委員、沼尾委員。労働者側代表委員、櫻井委員、竹村委員、山口委員。使用
者側代表委員、井出委員、聲山委員、山岸委員。

以上でよろしいでしょうか。

< 「はい」の発声あり >

倉崎会長

では、御承認をいただいたということで、ただ今の報告のとおり指名することといたします。

次に、議題（３）の「長野県最低賃金専門部会の構成について」です。

先程、諮問いただきました長野県最低賃金については、最賃法第２５条第２項の規定に基づき、専門部会を設置して審議することになります。専門部会の構成について、事務局から説明してください。

岡田賃金室長

専門部会は、最低賃金法第２５条第４項の準用による第２５条第３項により、公・労・使各側同数、また、最低賃金審議会令第６条第１項により９名以内の構成とされているところでございます。長野地方最低賃金審議会では、従来から、専門部会を各側３名による９名の構成としているところでございます。事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

ただいまの説明のとおり、従前から専門部会は各側３名による合計９名の構成としていますので、今年も同じ構成としたいと考えますが、いかがでしょうか。

<「異議なし」「はい」などの発声あり>

それでは、各側３名による合計９名の構成といたします。専門部会委員の選任につきまして、事務局から説明してください。

岡田賃金室長

ただ今、御審議いただいたとおり、専門部会の構成について御承認いただきましたので、本日７月３日付けをもちまして専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行います。推薦締切日は、７月１８日（木）といたします。併せて、関係労使の意見聴取に関する公示についても、同様に本日付けで行うこととし、その締切日は７月２４日（水）といたします。説明は以上でございます。

倉崎会長

ただ今の事務局の説明について、質問等がありますか。よろしいでしょうか。なお、専門部会の公益委員は、私、山本委員、沼尾委員が任命を受ける予定です。

それでは進行いたします。議題（４）の「審議会日程」に入ります。事務局からご説明をお願いいたします。

岡田賃金室長

事務局案を提案させていただきます。資料 5 の長野地方最低賃金審議会日程表（案）をご覧ください。

当面の日程としまして、運営問題小委員会を、7月16日（火）午前10時30分から、場所は労働局1階会議室、特定最低賃金検討小委員会を、同じく7月16日（火）午前11時00分から、場所は労働局1階会議室、第2回本審議会を7月29日（月）午後1時30分から、場所は、ホテル信濃2階穂高にて予定しております。審議会等の日程としましては、10月1日の改正発効を目処に、仮の日程を当てはめさせていただきました。改正額の発効予定日、専門部会の設置等の細目につきましては、運営問題小委員会で御審議いただき、個別に調整を進めてまいります。説明は以上でございます。

倉崎会長

ただいま、事務局から説明がありました当面の日程案ですが、いかがでしょうか。

運営問題小委員会、検討小委員会の委員の方、よろしいでしょうか。

< 「異議なし」「はい」などの発声あり >

それでは、事務局案のとおり進めることといたします。今後、日程等の変更が生じた場合は、事務局から早急に各委員との間で日程調整を行い、各委員まで連絡をお願いいたします。

続いて、議題（5）の「関係労使からの意見の聴取について」です。事務局からご説明をお願いします。

岡田賃金室長

それでは、事務局からご説明いたします。

関係労使からの意見の聴取方法について、以前は、各委員が事業場を直接訪問する実地視察の方法が採られていましたが、ここ数年は、受入事業場側の負担を減らすことなども考慮し、意見聴取の公示に基づく意見書の提出に加え、労使関係者にお越しいただき、直接意見陳述をしていただく形としておりましたので、今年度の意見聴取も、第2回本審において、意見書を配付することに加え、適当と認める者からの意見陳述をいただく方法によるということで、御提案いたします。

倉崎会長

ただいま、事務局から提案があった関係労使からの意見の聴取方法につきまして、御意見はございますか。

< 「異議なし」「なし」などの発声あり >

特にご意見がないようであれば、事務局案のとおり進めますが、よろしいですか。

< 「異議なし」「はい」などの発声あり >

それでは、審議会における関係労使からの意見聴取につきましては、意見聴取の公示に基づく意見書の提出に加え、関係労働者及び関係使用者を審議会へ招致の上、意見陳述してもらうという方法にいたします。

それでは、最後の議題(6)「その他」ですが、事務局から何かございますか。

岡田賃金室長

先ほど御了承いただきました審議日程につきましては、改めて、正式にご通知を差し上げます。各委員の皆様には御出席をお願い申し上げます。また、基礎資料として、現時点の雇用経済情勢や物価の動向等の資料を 8 から 15 及び参考資料各抜粋として配布しております。今後とも本審及び各専門部会においては、審議の参考となる各種資料をご用意してまいりたいと存じます。

次に、審議会等の公開・非公開について申し上げます。

資料 No. 3 のとおり、昨年度、公開要綱の別紙を改正し、公労使が揃った三者協議においては、専門部会においても原則公開としておりますが、これは、令和 5 年 4 月の中央最低賃金審議会、目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」との報告を受けて改正したものであります。今年度の審議会等におきましても、三者協議においては、公開となることを前提にご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

倉崎会長

ただいまの事務局の説明に御意見はございますか。

< 「異議なし」の発声あり >

それでは、本日検討すべきものは検討したと思いますが、現時点で、労働者代表委員から何かございますか。

竹村委員

労側の竹村でございます。本年もよろしく願いしたいと思っております。私から 1 点ですが、今年の中央の目安審議がこれから始まって目安額が決まってくるわけですが、昨年より賃上げや物価上昇が進んでいる状況を考えると相当高い金額が示されることが予想されますので、ぜひ公益委員の皆様には、労使が納

得できる金額というのを求めたときに、納得できる資料をご準備いただいて最終的に労使判断に臨みたいと考えておりますので、ぜひその辺をご配慮いただきたいと考えております。昨年度も物価高を重視したということでしたが、全国と比較して長野市の物価が高いことを考慮すれば昨年もう少し金額を上げられるような状況であったのかなとも考えておりますので、今年度も公益委員の見解というものをしっかり出していただくということをお願いしたいと思えます。以上です。

倉崎会長

ありがとうございました。

客観的な資料に基づいて実情に接近した結論を目指すという方向性は常に考えておりますので、これは労使問わずこういった資料が審議会の基礎資料としてあったほうがよいのではないかなというものがあれば積極的にご提案いただいて、事務局のほうでも可能な限りご対応いただきたいと考えております。

では次に、使用者代表委員から、現時点で何かございますか。

井出委員

同じことの繰り返しにはなりますが、いずれにしても法定3要素に関するデータに基づいた明確な根拠に基づいて納得感のある審議をお願いしたいというのが私共の基本的な考えでございます。冒頭、会長からお話をいただきましたが、いろいろ物価上昇が顕著でございますがこれは企業経営についても直撃しているということで、両方のバランスを見ていただきながら審議が進んでいくことを希望するものであります。我々の立場からすれば、生計費、賃金のみならず、特に価格転嫁の問題も含めた支払い能力に着目して十分にご審議いただくことを望んでおりますのでよろしく申し上げます。

倉崎会長

ありがとうございました。他の方でご発言のある方はいらっしゃいますか。

無ければ、本日はこれで閉会とします。皆さんお疲れさまでした。

閉会